



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第32号 令和6年9月2日発行

目 次

【告示】

番 号	表	題	担当課名
434		令和6年度後期技能検定を実施する件	産業人材課
435		皆伐面積の限度を公表する件	森林土木・保全課

徳島県告示第四百三十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和六年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和六年九月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

		職種		等級		徳島県知事 後藤田 正純	
級 単一等	び 一級及 び 二級及	特級	三級	び 一級及 び 二級	學科	期 日	實技
バルコニー施工	自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、防水施工（合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、力テントウォール施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、印影彫刻	電気機器組立て、シーケンス制御、配管、型枠施工	機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工	令和七年一月二十六日（日曜日）	學科	期 日	實技
				令和七年二月二日（日曜日）	德島県職業能力開発協会が別に指定する	場所	場所
				令和六年十二月五日（木曜日）から令和七年二月十六日（日曜日）までの間に、徳島県職業能力開発協会が別に指定する	三千百円	學科	手数料の額
				一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受けの場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服装製造一万五千百円（二十三歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十三歳未満の被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては六千百円、二十三歳未満の者であつて同項に規定する被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一千六百円）	特級 全職種	實技	

造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、 家具製作、機械・プラント製図	一級及び二級	令和七年二月九日(日曜日)	三級
空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工 、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送 施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、広告美術施工 げ	三級		

三級(高等学校等の在校生 が受けられる場合に限る。) 全職種 四千四百円(二 十三歳未満の者が受けれる 場合にあつては、二千九 百円)	一万三千三百円(二 十三歳未満の被保険者 が三級を受ける場合にあ つては四千三百円、二十 三歳未満の非被保険者 が三級を受ける場合にあ つては八千八百円) その他の職種 一万八千 二百円(二十三歳未満の 被保険者が三級を受ける 場合にあつては九千二百 円、二十三歳未満の非被 保険者が三級を受ける場 合にあつては一万三千七 百円)
--	---

二 受検申請書の提出期間

令和六年十月七日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで。ただし、郵送による場合は、同月十八日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会で配布する。ただし、受検申請書の用紙及び受検案内の郵送を希望する場合は、徳島県職業能力開発協会(電話〇八八六六二一三一六)に問い合わせること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県経済産業部産業人材課(電話〇八八六一一一三五〇)又は徳島県職業能力開発協会に問い合わせること。

徳島県告示第四百三十五号

令和六年十月三日から令和七年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和六年九月二日

徳島県知事　後藤田　正　純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）												
	水 源 涵 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林											
単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）												
計	海 部 川	日 和 佐 川	那 賀 川 下 流	那 賀	勝 浦 川	鮎 喰 川	板 野	美 馬 北 岸	穴 吹 川	貞 光 川	吉 野 川 中 流	祖 谷 川	
四、八七一・九〇	六三五・九六	一四一・七〇	四三・八三	一、五八七・三六	三五三・七一	一五〇・九五	二八六・四六	一二七・〇四	二一〇・五三	一二四・七五	四九四・七五	七一四・八五	水源涵養保安林
七五四・五七	五七・六六	九・一三	六・四二	一一八・二五	一二・三四	四五・九〇	二〇六・四〇	六〇・八四	六七・三八	二〇・〇三	九八・〇九	五二・一三	土砂流出防備保安林

備考　単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課並びに徳

島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）